地球温暖化対策の推進に関する法律の改正案(情報提供)

1 改正理由

地球温暖化対策の一層の促進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三ふっ化窒素を温室効果ガスに加える等の措置を講じるため

2 改正内容

(1) 定義の追加

①地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加えること

現行	改正案
第2条 この法律において「地球温暖化」とは、	第2条 この法律において「地球温暖化」とは、
人の活動によって発生する温室効果ガスが、	人の活動によって発生する温室効果ガスが、大気
大気中の温室効果ガスの濃度を増加させるこ	中の温室効果ガスの濃度を増加させることによ
とにより、地球全体として、地表 <u>及び大気</u> の	り、地球全体として、地表 <u>、大気及び海水</u> の温度
温度が追加的に上昇する現象をいう。	が追加的に上昇する現象をいう。

②温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加えること

現行	改正案
第2条 (略) 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。 - 二酸化炭素 ニメタン 三 一酸化二窒素 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 六 六ふっ化硫黄	第2条 (略) 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。 — 二酸化炭素 二 メタン 三 一酸化二窒素 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 六 六ふっ化硫黄 七 三ふっ化窒素

(2) 地球温暖化対策計画

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策に関する計画(以下、「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

(現 行)

(改正案)

「京都議定書目標達成計画」

(京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画)



「地球温暖化対策計画」

3 施行期日

交付の日から施行する。ただし、第2条第3項に1号を加える改正(三ふっ化窒素の 追加)は平成27年4月1日から施行する。